



下請Gメンヒアリング及び下請法指導事例について

令和元年12月
中小企業庁

1-1. 下請中小企業ヒアリング調査結果概要

- 2017年から**下請Gメン（取引調査員）**を配置し、現在120名体制で、全国各地で年間4,000件超の下請等中小企業を訪問して親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施。
- 今年度は4月から10月まで、2,960件のヒアリングを実施。**
- 2017年1月から2019年10月までの**累計では10,562件。**
- 今年度より、自主行動計画策定業種の拡大に伴い、半導体製造装置産業や航空宇宙工業、関係省庁と連携して放送コンテンツ業、トラック運送業等へのヒアリングを実施中。

業種別 （最終取引上位業種により分類、下請事業者の判断による）

業種	件数	割合	業種	件数	割合
自動車	562件	19.0%	産業機械等	413件	14.0%
電機・情報通信機器	281件	9.5%	流通	129件	4.4%
半導体製造装置	78件	2.6%	工作機械	77件	2.6%
情報サービス・ソフトウェア	68件	2.3%	建設機械	66件	2.2%
繊維	59件	2.0%	素形材	30件	1.0%
航空宇宙	17件	0.6%	その他の製造業	658件	22.2%
その他の非製造業	427件	14.4%	不明等	95件	3.2%

取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,641件	55.4%
二次下請	1,014件	34.3%
三次下請	193件	6.5%
四次下請以下	136件	1.2%
不明	76件	2.6%

資本金別

資本金	件数	割合
1億円超	49件	1.7%
5000万円超～1億円以下	358件	12.1%
1000万円超～5000万円以下	1,178件	39.8%
1000万円以下	1,375件	46.5%

1-2. 下請ヒアリングで把握した具体的事例①（2019年4～10月）

【凡例】○:よい事例、▲:問題のある事例、():親事業者の業種

価格決定

- 今年の始めから人件費を含めた妥当な価格になるよう考慮してくれている。また、支払条件も今年の始めに手形から全額現金に変更された。(自動車)
- 15年間単価が変わらなかったが、今年5月に一律の引き上げが了承された。(電機・情報通信機器)
- 政府が取引改善の取り組みを行っているお陰だと思うが、この1年で、一律の原価低減要請が無くなったり、原材料価格高騰による値上げが認めてもらい易くなり、とても助かっている。(工作機械)
- ▲ 毎年、原価低減要請の一覧表が送られてくる。新単価が決定すると、その月の初めからの取引分に遡って適用される。赤字になる部品もあり値上げを要請しても容易には受け入れてもらえない。今年の値下げ要請が今までで一番辛い。強引な原価低減要請が続いており、その企業と取引している各社は困っている。(自動車)
- ▲ 原材料価格上昇による値上げは、食品メーカーに交渉しても上位にいるコンビニやスーパーが転嫁を認めないためほとんど認めてもらえない。(流通)
- ▲ 毎年1回価格見直しの要請がある。40%ダウンの要請が来ており対応に苦慮している。(航空宇宙)
- ▲ 物流子会社を持っている飲料メーカーは業界や行政の動きを理解しており、人件費高騰による値上げ交渉については話が早い。一方でこの動きを知らないメーカーには当社から説明したうえで交渉している。(運送業)

1-3. 下請ヒアリングで把握した具体的事例②（2019年4～10月）

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（ ）：親事業者の業種

支払条件

- 月末締翌月末に90日サイトの手形での支払いだったが、7月に全額現金払いに変更となった。（自動車）
- サイト120日の手形での支払いが8月から全額現金払いに変更になった。（産業機械）
- 月末締め翌月末90日サイト手形払いが、1月に月末締め翌月末全額現金払いに変更になった。（電機・情報通信機器）
- ▲ 以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。（電機・情報通信機器）
- ▲ 今年4月に手形から現金に支払条件変更を申し入れたが拒否された。（工作機械）
- ▲ 歩引きは現在も続いており、年間6～7百万円になる。繊維業界全体の慣習で、当社も親事業者として下請に対し歩引きを行っている。（繊維）

コスト負担（型等）

- 木型を月30万円で借りている倉庫で保管しているが、今年4月から保管料と廃棄に必要なコストを負担してくれることになった。（自動車）
- 金型代金は24回払いが今年3月に一括払いになった。分割払い中の残額も今年3月に支払われた。（自動車）
- 10年以上前から保管している金型について、今年4月に突然1年分の保管費用が支払われた。（電機・情報通信機器）
- ▲ 1年間未稼働の金型について引取りの要請を行ったが受け入れられず、100型程度を無償保管中。（自動車）
- ▲ 完成品の修理保証期間が長期であることから、補給品の製造依頼が定期的であり、事実上の永久保管に等しく、型のメンテナンス費用や保管場所の確保に非常に苦慮している。（産業機械）
- ▲ 現在使用していない金型について、親事業者から「(当社が作成したかのような様式で)保管費用は要求しない」という内容の書類に押印を求められている。（電機・情報通信機器）

1-4. 下請ヒアリングで把握した具体的事例③（2019年4～10月）

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（ ）：親事業者の業種

働き方改革・その他

- 親事業者と良好な関係を築けているため、今年に入り、「残業しなくともこなせるように発注量を調整しましょう。」と気を遣ってくれる提案があった。（自動車）
- 親事業者より残業をしないように、納期の延期や支援等で対応してくれる。（情報サービス・ソフトウェア）
- ▲ 発注量が従来の1.5倍に増えており、一部の社員が土曜出勤して仕事をこなしているが、通常の加工賃しか支払われない上に、日曜日も出勤して仕事を完成させろと言われている。（自動車）
- ▲ 最近ではメーカーが在庫を持たないため、常に短納期となっている。今年から働き方改革に取り組んではいるが、大量受注時、繁忙期に時間外規制をクリアできるかを懸念している。（産業機械）
- ▲ 今年になってから、親事業者が本来自ら行うべき業務（社内で使う資料作成）を下請業者に振ってくるようになった。一部は断っているが、受けざるを得ない。（繊維）
- ▲ ソフトウェア開発人材が絶対的に不足している中、様々な業種でシステム開発に関する発注が増加しているため、今後、一人当たりの残業は確実に増えていけらる。（情報サービス・ソフトウェア）
- ▲ 親事業者へ梱包材を納品した際には検収がなく、不良品が発覚するのは商品包装や充填後であり、不良品が出た場合には、中身の分も含めた代金を賠償させられるという商慣習がある。（流通）
- ▲ 親事業者は自主行動計画取組事業者のうちの一社だが、付帯業務料や待機時間料等が基本契約書に明記されていない。（運送業）

2-1. 中小企業庁による下請法に係る指導事例①

中小企業庁において、下請法違反のおそれがあるとして、事業者に対して実施した直近1年間の主な指導事例は以下のとおり。（本年度 指導件数431件（11月末時点））

(1)設備工事業者に対する指導事例 : 価格決定方法の適正化関係

下請事業者に対する注文で、当該事業者から見積書が提出されているが、注文書の下請代金の額が見積書から値引きした額（当初の見積書の額を変更し引き下げた額）を記載しており、かつ、その理由は不明確であった。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

(2)道路貨物運送事業者に対する指導事例 : 価格決定方法の適正化関係

平成26年にグループ会社の消費者向け製品製造事業者が改定した安全基準の引上げに対応し、下請事業者等に対し、以後はこれに応じた安全対策を講じるよう要請していたが、安全対策の引上げに伴う費用が増加する可能性があるにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に対価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

(3)金属工作機械製造業者に対する指導事例 : 型取引の適正化関係

下請事業者に対して木型・治具等の棚卸確認を行っているが、長期間発注がなされていない木型を無償で保管させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあるものである。

2-2. 中小企業庁による下請法に係る指導事例②

(4)生菓子製造業者に対する指導事例

：型取引の適正化関係

製造委託を行うにあたり、自社所有の金型等を下請事業者に無償で貸与しているところ、型管理の適正化に向けた取組の一環として不要な金型については自主的な廃棄・回収等がなされているものの、一部の金型に関しては当該取り組みが及ばず、合理的な理由がないままに保管・保守に要する費用を考慮せず、無償で下請事業者に保管させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあるものである。

(5)金属工作機械製造業者に対する指導事例

：支払条件の改善関係

下請事業者との取引において、下請代金の支払総額が20万円以上の場合には全額手形払いとしているが、当該手形のサイトは150日となっていた。

このような行為は、下請法が禁止する割引困難な手形の交付に該当するおそれがあるものである。

(6)農業用機械製造業者に対する指導事例

：働き方改革への対応関係

下請事業者との取引において、注文書に記載している要求納期を「最短」として発注しているが、短納期発注を行う場合に下請事業者が発注する費用増を考慮せず、通常支払われる対価より低い対価により下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。